

東海旅客鉄道株式会社 I C カード乗車券運送約款の一部改正（TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者の追加に伴う改正）

現行		改正	
別表第5（第44条）TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者		別表第5（第44条）TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者	
鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社、(中略) 叡山電鉄株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、(中略) 熊本電気鉄道株式会社	鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社、(中略) 叡山電鉄株式会社、 <u>岡山電気軌道株式会社</u> 、西日本旅客鉄道株式会社、(中略) 熊本電気鉄道株式会社
バス事業者	伊豆箱根バス株式会社、(中略) 神戸交通振興株式会社、西日本鉄道株式会社、(中略) 熊本都市バス株式会社	バス事業者	伊豆箱根バス株式会社、(中略) 神戸交通振興株式会社、 <u>岡山電気軌道株式会社</u> 、 <u>両備ホールディングス株式会社</u> 、 <u>下津井電鉄株式会社</u> 、 <u>中鉄バス株式会社</u> 、西日本鉄道株式会社、(中略) 熊本都市バス株式会社

附則

この通達は、平成29年10月1日から施行する。